

唐津市公告

AIチャットボット導入業務に係るプロポーザル手続開始の公告について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙AIチャットボット導入業務プロポーザル実施要領のとおりとする。

令和6年4月25日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名

AIチャットボット導入業務

(2) 業務の目的

市民がWebサイト又はSNSアプリ(LINE)から24時間365日、気軽に問合せができるようAIを活用した自動応答システム(AIチャットボット)を導入することで、市民の利便性向上及び職員の負担軽減を図るだけでなく、ホームページの検索性を向上させることにより、本市における行政サービスの向上を目指すもの

(3) 主な業務内容

ア チャットボットシステム構築業務

イ チャットボットシステム運用・保守業務

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

唐津市内一円

2 参加要件

(1) 応募者は、次の要件を全て満たす企業とする。

ア 九州内のいずれかの自治体において、令和6年度における建設工事等入札

参加資格者名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に登載されている者であること。

イ 申請日前10年以内に、国又は他の地方公共団体とAIチャットボット導入に関連する契約締結実績（契約を締結していればよく、契約期間を満了していることを要しない。）を2件以上有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること。

エ 次の申立てがなされていない者であること。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生
手続開始の申立て

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生
手続開始の申立て

オ 次に該当しない者であること

(ア) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱
（平成26年告示第59号）に基づく指名停止の措置を受けている者

(イ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年
法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(ウ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2
号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与して
いると認められる者

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三
者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし
たと認められる者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を
供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若
しくは関与していると認められる者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められる者

3 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、本市職員及び第三者からなる審査委員会において行う。

(2) 審査

応募者から提出された企画提案書等によりプレゼンテーション及びヒアリングを行い、得点順位により、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

4 結果の通知

審査の結果については、審査対象者全員に対し書面にて通知する。

5 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続完了後に公表するものとする。

6 応募及び参加の手続

(1) 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市役所政策部DX推進室事務局

電話番号 0955-72-9110 (直通)

ファックス番号 0955-72-9180

電子メール dx_suishin@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <https://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 関係書類の取得方法

唐津市ホームページに掲載

(3) 参加意向表明書の受付

ア 参加意向表明書の提出期限

令和6年5月31日(金)午後5時00分まで

イ 参加意向表明書の提出方法

事務局に電子メール

(4) 企画提案書等の提出期限

令和6年6月6日(木)午後5時00分まで

(5) 企画提案書等の提出方法

事務局に持参又は郵送(持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。郵送する場合は、簡易書留とし、締切日必着とする。)

(6) 提出部数

ア 参加意向表明書 1部(電子メールによる提出)

イ 企画提案書等 11部

7 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング(非公開)

実施予定日 令和6年6月下旬(場所及び時間は別途通知)

8 その他

決定通知後に契約の相手方となるべき者が、契約締結の日までに唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成26年告示第59号)に基づく指名停止の措置を受けたときは、当該契約を締結しないことができるものとする。